

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

滝川市地球温暖化対策実行計画

平成22年度～平成26年度

平成22年3月

北海道滝川市

目次

第1章 基本的事項

1. 計画目的……………2
2. 基準年度・計画期間・目標年度……………2
3. 対象範囲……………2
4. 対象とする温室効果ガス……………4

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量……………4
2. 要因別の排出状況……………4
3. 削減目標……………6

第3章 削減に向けた取組

1. 情報の周知・共有の推進……………6
2. 温室効果ガス削減のための具体策の推進……………7
 - (1) 省エネルギーの推進……………7
 - (2) 新エネルギー等導入の推進……………9
 - (3) その他の温室効果ガス削減に資する取組の推進……………9

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制……………9
2. 点検体制……………11
3. 進捗状況の公表……………11

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、「実行計画」という。）として策定するものである。滝川市の事務事業の実施に当たっては、実行計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

削減目標を設定する際の基準年度を、現時点で状況を把握出来ている直近の平成20年度とし、計画期間は平成22年度～平成26年度までの5年間とする。

目標年度については、平成26年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 対象範囲

実行計画は、本市が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。（対象施設は表1のとおり。）

対象施設等名称
市役所庁舎
市民会館
コミュニティ防災センター
扇町地区コミュニティセンター
幸町地区コミュニティセンター
三世代交流センター北地区分館
東滝川地区転作研修センター
大町地区児童センター
江部乙公民館
西地区公民館
北地区公民館
緑地区公民館
東地区公民館
本町地区公民館
中地区公民館
滝の川墓地・空知太墓地・江部乙墓地
一般廃棄物最終処分場
清掃センター・粗大ごみ処理センター

農村環境改善センター（江部乙支所含む。）
 三世代交流センター
 三世代交流センター北地区分館
 重度身体障害者ケアステーション
 更生園
 新生園
 身体障害者福祉センター・地域ふれあいセンター・虹のかけ橋公園
 中央児童センター
 花月地区児童センター
 西地区児童センター
 北地区児童センター
 東地区児童センター
 中地区児童センター
 大町地区児童センター
 江部乙町児童館
 東滝川児童館
 黄金町児童館
 扇町児童館
 中央保育所
 中央保育所分園東栄保育所
 二の坂保育所
 一の坂保育所
 江部乙保育所
 花月保育所（家庭児童相談室及びファミリーサポートセンターを含む。）
 一の坂保育所地域子育て支援センター
 花月保育所地域子育て支援センター
 こども発達支援センター
 中央老人福祉センター
 緑寿園（養護老人ホーム）
 緑寿園（特別養護老人ホーム）
 緑寿園（軽費老人ホーム）
 ナイスケアすずかけ
 デイサービスセンターすずかけ
 西町デイサービスセンター
 見晴デイサービスセンター
 保健センター・休日夜間急病センター
 中高年齢労働者福祉センター
 航空科学センター（航空動態博物館・滑空場を含む。）
 丸加高原健康の郷・グリーンヒル丸加・オートキャンプ場
 どうぶつランド
 にぎわい広場
 東滝川地区転作研修センター
 丸加山牧野
 肉用牛肥育センター
 滝川ふれ愛の里
 池の前水上公園パークゴルフ場
 総合交流ターミナルたきかわ
 公園（管理事務所含む）
 土木機械車庫（滝川地区・江部乙地区）
 土木課管理車両
 下水道設備（ポンプほか）
 ＊営繕大作業所
 ＊車両
 市立病院
 高等看護学院

表 1 対象施設一覧

なお、指定管理者が管理運営する施設においても、可能な限り受託者に対して実行

計画の趣旨に沿った取り組みを実践するよう協力要請し、目標の達成が図られるよう努めることとする。

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画では、削減対象とする温室効果ガスを、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうちエネルギー消費に由来する二酸化炭素を対象とする。

なお、自治体の事業においては、通常、エネルギー消費以外の要因から発生する温室効果ガスとして、廃棄物の焼却や埋立、し尿処理や上下水道事業から発生する二酸化炭素やメタンなどが含まれるが、当市においては、廃棄物の埋立についてはバイオガス化处理などを経て生ごみ（有機物）は事前に埋立物から除外されており、それ以外の処理についても広域事業等として別主体により実施されており、いずれも本市の計画対象には含まれないことから、これらは対象としない。

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量

滝川市の事務・事業における基準年度（平成20年度）の温室効果ガス、すなわち二酸化炭素総排出量は、13,494t-CO₂である。

区 分	排出量 (t-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	13,494 t-CO ₂

2. 要因別の排出状況

基準年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の51%を占め、次いでA重油の使用が36%で全体の87%を占めている。なお、詳細な内訳は表2及び図1のとおりである。

	市長部局	教育委員会	合 計
電力	4,849.9	1,661.3	6,511.2
A重油	3,428.3	814.8	4,243.1
灯油	745.2	1,539.1	2,284.3
軽油	219.4	9.2	228.6
ガソリン	120.0	8.8	128.8
液化石油ガス(LPG)	95.8	2.6	98.4
合 計	9,458.6	4,035.8	13,494.4

単位：t-CO₂

表 2 滝川市の二酸化炭素排出量（排出要因別）

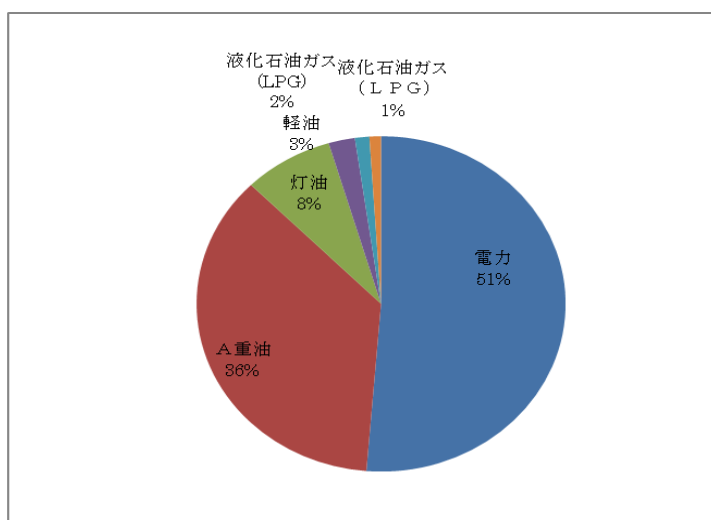


図 1 滝川市の二酸化炭素排出要因別割合（合算分）

また、月別の推移は図 2 のとおりである。

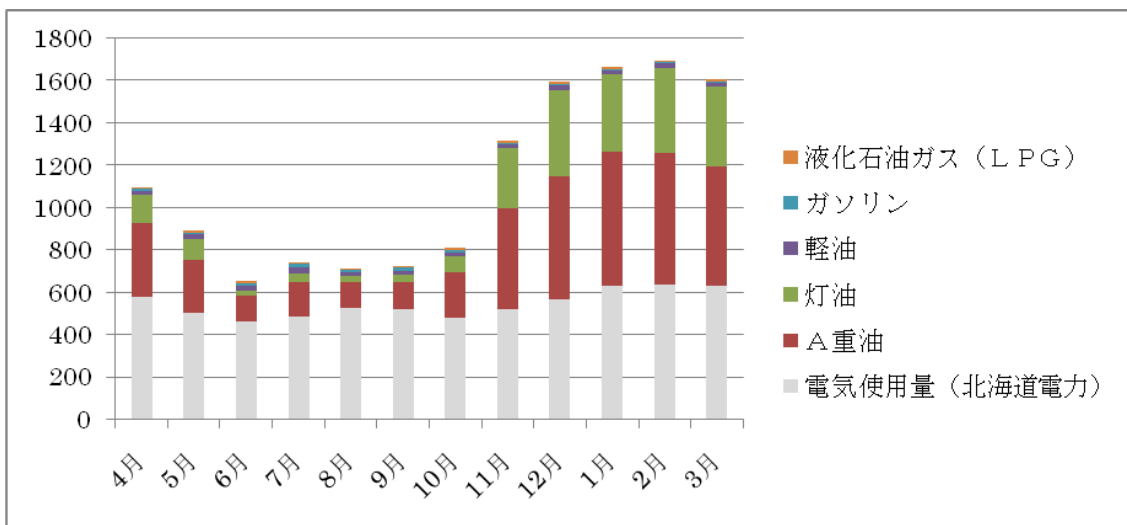


図2 年間における二酸化炭素排出量の推移

3. 削減目標

実行計画では、平成20年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成26年度の二酸化炭素排出量を5%削減することを目指す。

区分	基準年度排出量 平成20年度	削減目標	目標年度排出量 平成26年度
二酸化炭素 (CO ₂)	13,494t-CO ₂	5%	12,820t-CO ₂

この目標の考え方としては以下のとおりである。

- ①「滝川市地域省エネルギービジョン」（平成22年2月策定。以下、「省エネビジョン」という。）では、平成31年度までの取組期間において滝川市の公共施設におけるエネルギー消費量原単位を年平均1%削減することを目指すとしている。
- ②実行計画では、エネルギー消費起源の温室効果ガスのみを算定対象としていることから、削減対象が①とほぼ同意であると考えことができ、両者の整合性を保持する点からも、温室効果ガスについても年平均1%削減、平成26年度までに5%削減することを目指す。
- ③省エネビジョンでは評価対象をエネルギー消費原単位としているのに対して、実行計画では温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量としていることから、後者は施設の新設・廃止等がその結果に影響をもたらす可能性があり、原単位と併せて評価することも考慮する必要がある。

なお、本目標については関係法令や社会経済情勢などの変化により、見直しが必要と認められる場合には、より適正な対策を講ずるべく、適宜、修正を図りながら計画を推進していくものとする。

第3章 削減に向けた取組

温室効果ガスの削減に向けて、概ね、次のような枠組みで取組を構成する。

なお、先に述べたとおり、目標設定や削減に向けた実践対策上において多くの部分で密接な関係にある省エネビジョンの推進と一体的に対策を講じていくこととする。

1. 情報の周知・共有の推進

この取組を進めていくに当たり、事務・事業の遂行に当たる市職員への周知徹底はもとより、公共サービスや施設を利用する市民、関係団体、事業者などと温室効果ガスの削減に向けた認識を共有していかなければ、目標の達成は困難であることから、幅広く様々なルートを通じて情報の周知・共有に努める。

◎取組例

- 本実行計画に関する庁内説明会の実施
- 庁内LANを利用した温室効果ガス削減対策情報の周知
- 市民・事業者への継続的な情報発信（ホームページや広報、各種イベントなど）

なお、市の公共施設での先導的な取組や成果等を情報発信していくことで、一般家庭や事業所での導入に向けた検討材料としてもらうため、理解しやすい平易な表現方法を採るよう努める。

2. 温室効果ガス削減のための具体策の推進

具体的な温室効果ガス削減対策を進めるに当たり、財政面での制約を受けずにかつ一定の効果が見込めると考えられる対策については、推進組織を中心に直ちにその実行を促すこととする。一方で、設備投資等に係る一定程度の財政負担を伴う対策等については、そのコストと効果（温室効果ガス削減効果及びエネルギーコスト削減効果）のバランスなどを事前検討した上で、国などの補助制度の活用も視野に入れながら、導入の可否については総合的に判断していく必要がある。

また、温室効果ガス削減に寄与する関連技術については、日々、技術開発が進められているなかで、幅広く情報収集を進め、必要に応じて専門家等に意見を求めるなど、

投下するコストに対して最大の効果が得られるように努める。

以下、具体的な対策について示す。

(1) 省エネルギーの推進

エネルギー消費量の削減、もしくは高効率利用を促進することにより、温室効果ガスの削減を推進する。これにはもっぱら職員等の努力や意識付けに依存する部分と、省エネ技術の導入等、設備の改善等によって削減効果が期待できる部分があり、これらを適正に組み合わせながら進めていく必要がある。

なお、省エネビジョンにおいて、特に市の公共施設における省エネの推進を重点プロジェクトとして掲げており、省エネ技術の導入はこれをベースとして検討する。

①職員等の努力や意識付け等によって削減を図るための取組例

- 昼休みや時間外は不必要箇所の消灯を行う。
- 自然光の採光状況などを考慮しながら、最小限の点灯に努める。
- 利用者がいないスペースは、支障のない範囲で消灯を徹底する。
- 退庁時に身の回りの電気器具の主電源が切られていることを確認する。
- OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
- 公用車を利用するときは、急発進、急加速をしないなど、低燃費走行を励行するとともに、長時間の駐停車時等の無駄なアイドリングはしない。
- 近距離の外勤時には徒歩あるいは公用自転車を利用する。
- クールビズ・ウォームビズを推進する。
- 施設の利用状況に応じた温度管理をする。

これらの取組については、単に呼びかけや個人の実践に期待する段階で留めるのではなく、所属ごとに担当者を配置するなど一定の推進体制の構築によって補完することで、より高い効果が得られるよう努める。

ただし、来庁者や施設利用者等に対して著しいサービス低下や不都合、健康面での影響等を生じさせることのないよう、取組の内容については、所属内で事前に検討を図りながら進めていく必要がある。

②省エネ技術の導入等、設備の改善等による取組例

- 省エネに資する設備の導入及び更新

例：ヒートポンプの導入

高効率照明器具への更新（白熱灯→電球型蛍光灯、LEDなど）

省エネ型蛍光灯（安定器）への更新

人感センサーの設置

サーキュレーションファンの設置（温度のムラをなくす）

熱回収型換気設備への更新

- 効率低下（老朽）設備の更新、過大設備の適正化
- 暖房空間の縮小化（非供用部分を間仕切りで分けする）
- 器具類の定期清掃（暖房器具、換気扇、排気口等のホコリの除去など）
- 公用車の低燃費車（ハイブリッドカー、電気自動車など）への更新
- 省エネ診断の受診やE S C O事業導入の検討
- エネルギー管理を推進する人材の育成

（2）新エネルギー等導入への取組

従来の化石燃料に依存するシステムから、バイオマスや太陽光、風力といったいわゆる新エネルギーを利用したシステムに転換することにより、温室効果ガスの排出削減が期待できることから、これらの導入を推進するよう努める。

ただし、これらの導入に向けては、一般的に従来型設備よりも高コストであり、省エネ設備の導入と同様、初期コストの回収に相当程度の年月を要する場合もあり、温室効果ガス削減効果の確保と同時に、初期コストの回収年限や補助金による支援などについて併せて検討し、総合的に判断を行う必要がある。

◎取組例

- 太陽光発電の導入
- 風力発電の導入
- バイオマス燃料への転換（木質系、農業系未利用資源、廃棄物系、資源作物など）
- 雪氷エネルギーの導入
- その他再生可能エネルギーの導入

（3）その他の温室効果ガス削減に資する取組の推進

これまでにあげた取組のほかにも、網羅しきれていない取組も数多くあり、また今後の技術等の進展により、新たな有効な対策が確立されていくことも考えられることから、推進組織や各所属において、常にそういった情報等の収集

に努め、効果的な対策の実施に努めることとする。

また、実行計画上の排出削減量には直接、カウントされないものの、例えば市の事務事業におけるごみの減量化や資源の有効利用などの推進は、地域の温室効果ガスの削減はもとより、環境負荷の低減に寄与するものであり、環境問題において先導的な役割を率先的に担うべき市役所として、全職員が心がけていく必要がある。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

実行計画の推進は、前述したとおり、省エネビジョンの推進と一体的に実施することが合理的であることから、既に平成21年度中に設置した「滝川市庁内省エネルギー・温暖化対策推進会議」（以下、「庁内省エネ温対会議」という。）を、推進体制の中核組織として位置付け、これを中心に対策を進めていくこととする。

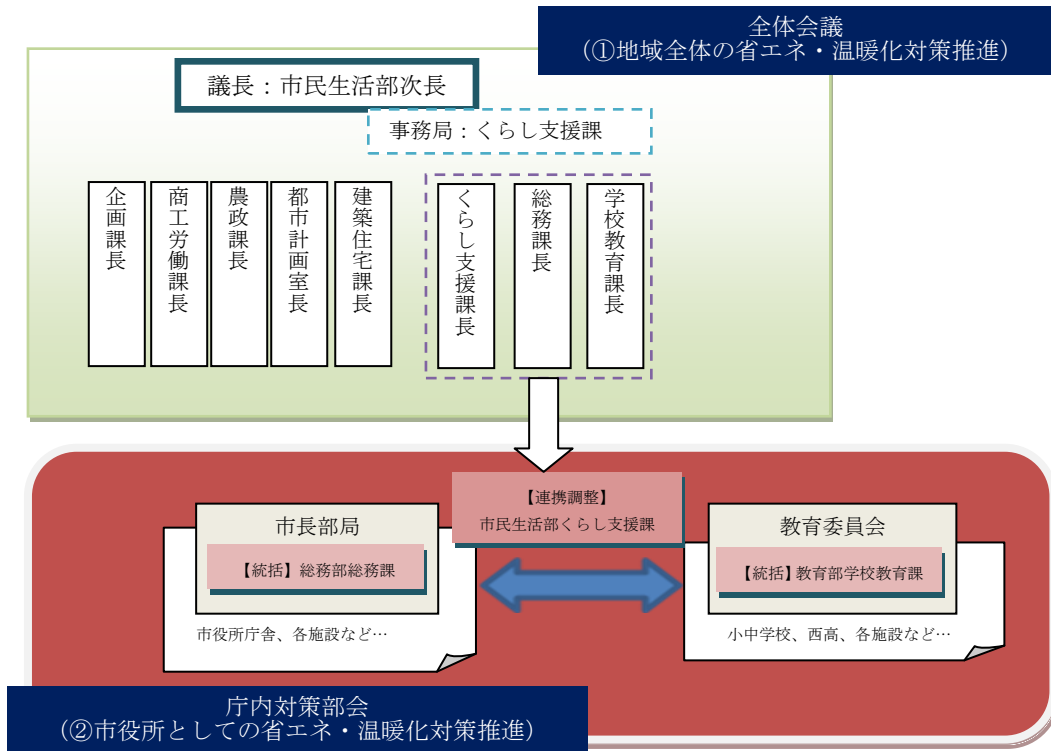


図3 滝川市庁内省エネルギー・温暖化対策推進会議

なお、庁内省エネ温対会議は、省エネビジョンの策定・推進や「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和54年法律第49号、以下「省エネ法」という。）への対応など複合的な目的のもとに構築された組織であるため、滝川市域全体の課題を対象とする「全体会議」の設置など、実行計画の推進と直接的に対応しない部分は含まれてはいるものの、ここでは「庁内対策部会」を実働的な中核推進組織として、全庁的に温室効果ガスの削減に向けて取り組んでいくものとする。

また庁内対策部会は、市全体を市長部局と教育委員会とに区分して、それぞれの統括役として総務部総務課と教育部学校教育課を、さらに両者の連携調整役として市民生活部くらし支援課を位置付けており、これは省エネ法の運用上で生じた区分に対応した措置であるが、実行計画の円滑な推進を図る上でも有用であり、この体制をそのまま適用する。

なお、運用段階においては、総務部総務課及び教育部学校教育課が取組等を統括・指揮する上で、各所属に担当者や連絡員の選出を要請するなど、全庁的な連携体制を担保するための具体的な仕組みを速やかに構築するよう努めるものとする。

2. 点検体制

毎年、庁内対策部会は6月中に市全体における温室効果ガスの排出状況に関するデータを集約・分析し、目標達成に向けて、以降のより最適な取組を構築していくための点検評価作業を実施し、その結果を報告書としてまとめる。その結果は全体会議や庁議等を通じて報告することとし、市役所全体で情報の共有化を図る。

3. 進捗状況の公表

実行計画は省エネビジョンと一体的に推進するという観点から、進捗状況の公表についても、省エネビジョンと同様に、市の先導的役割を自覚し、点検作業及び報告が済み次第、温室効果ガス排出の状況や取組内容等についてすみやかに公表することとし、広報たきかわ、滝川市公式ホームページなどを活用するなどして、広く市民に周知されるよう努める。